

○法務省告示第六十号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正
する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該
対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行す
る。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地
域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設
の敷地等を指定する件（平成二十八年法務省告示第二百四十七号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

法務大臣 平口 洋

法務省の庁舎

対象施設の敷地		対象施設に係る対象施設周辺地域	
東京都千代田区	霞が関一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）	東京都千代田区	内幸町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、永田町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、隼町、日比谷公園、丸の内二丁目及び三丁目並びに有楽町一丁目及び二丁目
東京都中央区	銀座一丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び八重洲二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	東京都中央区	
東京都港区	赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新橋一丁目から三丁目まで、虎ノ門一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに西新橋一丁目及び二丁目	東京都港区	

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を法務省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に

係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。